

令和6年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金・緊急採用）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

2 募集人員 20人程度

3 貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額 18,000 円
	自宅外通学	月額 23,000 円
私立の高等学校等	自宅通学	月額 30,000 円
	自宅外通学	月額 35,000 円

※自宅外：申請者が生計を同一にする世帯と離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃を負担している場合

4 募集時期

随時募集します。

5 貸与期間

申請のあった月から、在学している高等学校等の正規の修業年限が終了する月までとします。

6 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（貸与を途中で取り止めた場合などは10年以内）に、半年賦又は月賦のいずれかの方法で返還しなければなりません。また、返還方法は口座振替による方法のみとなります。

(返還の例…36か月貸与を受け15年で返還する場合)

区 分	貸与総額	半年賦を選択した場合		月賦を選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000円	21,600円	全30回 (毎年7、12月 返還)	3,600円	全180回 (毎月返還)
国公立〔自宅外〕	828,000円	27,600円		4,600円	
私立〔自宅〕	1,080,000円	36,000円		6,000円	
私立〔自宅外〕	1,260,000円	42,000円		7,000円	

- (2) 奨学資金の返還を怠ったときは、延滞金が加算されます。

- (3) 奨学資金は保護者ではなく、申請者本人に貸付けを行います。よって、申請者本人が学校を卒業等した後に返還を行うことになります。

返還された奨学資金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

7 申請資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)を満たす者とします。

- (1) 家計が急変した者で、次の事項のいずれかに該当する場合で、その事由が発生した時から1年以内であること。

ア 家計支持者が解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合

- イ 家計支持者が死亡又は離別した場合
 - ウ 家計支持者が破産した場合
 - エ 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合
 - オ 火災、風水害、震災等の災害により申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合
- (2) 令和6年5月以降に高等学校等へ入学（転入学を除く。）した者。
- (3) 次の要件をすべて満たすこと。
- ア 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等（県外含む）に在学する者であること。
 - イ 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与又は給付を受けていないこと。
 - ウ 鳥取県以外の者から同種類の奨学資金であって、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与または給付を受けていないこと。
 - エ 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準額以下であること。
 - オ 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
- ※イ、ウの同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

8 申請の手続（提出書類）

奨学生を希望する者は、次の書類を在学高等学校等に提出してください。県外の学校在学者については、県教委育英奨学室へご連絡ください。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（緊急採用）
- (2) 令和5年分の市町村長が発行する所得証明書（乳幼児、就学者等を除く家族全員分）
（令和5年1月1日から令和5年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの）
※所得がない成人も所得証明が必要です。
※令和5年分の市町村長が発行する所得証明書が発行されるまでは源泉徴収票等で対応します。
育英奨学室（0857-29-7145）までお問い合わせください。
- (3) 家計が急変したことを証明する書類（7（1）の家計が急変した者のみ）
- (4) 特別の事情による控除（別表第2）を受けようとする者は、そのことを証明する書類
（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）
- (5) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (6) 振込口座等登録（変更）申請書
- (7) 振込口座の通帳の写し
- (※) 在学証明書（県外の学校に在学する者のみ）

9 その他

- (1) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の者（借受者と同居していない者）としてください。
- (2) 県外の高等学校等に在学し、奨学資金の貸与を希望される方は、申請手続きについて育英奨学室へお問い合わせください。
- (3) 家計が好転し、奨学金貸与の必要がなくなった場合は、本人からの辞退により貸与を終了することとします。

10 手続きの流れ

貸与申請書等の提出・・・在学している高等学校等へ貸与申請書等を提出してください。
審査結果の連絡・・・審査結果を在学している高等学校等経由で申請者に連絡します。
貸与の開始・・・審査結果通知後、貸与を開始します。

11 問い合わせ先

〒680-8570
鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
電話 0857-29-7145
ファクシミリ 0857-26-8176